

第16回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催月日 平成23年5月23日(月)午後4時35分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員27名

4 出席委員 25名

1番 花澤 信一	2番 鈴木 俊郎	3番 平戸 正己
4番 古川 晃市	5番 葛田 秀治	6番 武内 章一
7番 小川 良夫	8番 長谷川 良二	9番 木村 總一郎
10番 伊井 勝實	11番 鳥海 夫男	12番 鈴木 弥須雄
13番 遠山 修	14番 鶴岡 公一	15番 葛田 吉弥
16番 石井 文夫	17番 御園 豊	18番 藤井 幸光
19番 榎本 雅司	20番 勝畑 孟志	21番 飯塚 健史
22番 渡辺 喜一	23番 前橋 勇	25番 高橋 一夫
27番 石井 清治		

5 欠席委員 2名

24番 川島 三夫	26番 川名 康夫
-----------	-----------

6 出席事務職員 3名

鹿島事務局長	佐久間主幹	鈴木主査
--------	-------	------

◎開 会

平成23年5月23日午後 4時35分 開会

○議長（勝畑孟志君） ただいまより第16回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、27名中25名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。24番、川島委員、26番、川名委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（勝畑孟志君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

5番、葛田秀治委員、6番、武内章一委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規程の変更承認
の件

○議長（勝畑孟志君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規程の変更承認についてを議題といたします。

議案第1号について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について。

農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規程の変更について、農業経営基盤強化促進法第11条の10第2項で準用する第11条の9第4項の規定に基づき、農業委員会の承認を求めらるるものでございます。

提案理由といたしましては、平成23年4月27日付で袖ヶ浦市長、出口清より協議のあった農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規程の変更について、農業経営基盤強化促進法第11条の10第2項で準用する第11条の9第4項の規定に基づき、農業委員会の承認を求められたものでございます。

この説明につきましては、先ほど経済振興課のほうから詳細について説明を受けたわけでございますので、細かい説明については省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の議案の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号については原案のとおり可決しました。

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可分）

○議長（勝畑孟志君） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可分）を議題とします。

議案第2号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

議案第2号については、2ページ、3ページとなっております。本件は、下新田在住の方が経営移譲年金を継続して受給するため、相続した農地を後継者へ使用貸借しようとするものです。権利の種類は使用貸借権の設定でございます。期間は20年です。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号については許可と決定します。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第3号について説明申し上げます。

本件は、今井に在住の個人が奈良輪在住の所有者から、農地を売買によって専用住宅用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料の4ページをお開きいただきたいと思います。申請地は、市街化区域に隣接し、おおむね500メートル以内に医療施設及び介護施設が存在し、袖ヶ浦駅から約350メートルであることから、第

3種農地であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

27番、石井清治委員。

○27番（石井清治君） 27番、石井です。5月19日午前11時30分ごろ、代理人さんと現地にて立ち会い説明を受けました。現地は、奈良輪地先の奈良輪北通りから100メートルぐらい入った左側であります。現地は、耕作はされておらず、雑草が少し繁茂しておりました。譲受人は、現在今井の借家に在住しておりますが、妻と子供1人の3人で住んでいるそうです。子供が大きくなり、手狭になりましたので、専用住宅にこの場所を選定したようでございます。住宅用地に転用することに支障はないものと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については許可相当と決定されました。

◎議案第4号 平成23年度第2次農用地利用集積計画承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第4号 平成23年度第2次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第4号についてご説明いたします。

議案資料のほうで議案の第4号議案のほうになります。今回の申請は、利用権の設定が8件で、2万8,028平方メートルとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）7ページをお開きいただきたいと思います。今回、利用権設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。〇〇さんですが、申請面積は20.42アール、〇〇さんですが、申請面積は40.84アール、〇〇さんですが、申請面積は20.42アール、〇〇さんですが、申請面積は24.78アール、

〇〇さんですが、申請面積は63.96アール、〇〇さんですが、申請面積は59.90アール、〇〇さんですが、申請面積は30.24アール、〇〇さんですが、申請面積は19.72アールとなっております。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。こちらに権利の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。〇〇〇〇さんですが、申請面積は9.7アールとなっております。こちらは売買による所有権移転でございます。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第5号 平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認の件を議題といたします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、説明に入る前に資料の6ページをお開きいただきたいと思えます。平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画に関する意見募集の実施結果についてということで、議案第5号及び議案第6号に係る内容をここに記載させていただいております。

この中で、意見募集した計画といたしまして、ただいま申し上げましたその2点です。意見募集をした期間ですが、23年4月1日から23年5月2日。意見の概要等の公表場所ですが、袖ヶ浦市役所7階農業委員会事務局と市のホームページでございます。

意見の概要と農業委員会の考え方といたしまして、意見の提出者及び件数ですが、1人おりました、1件ございました。意見の分類と市の対応状況でございますが、該当する部分だけ説明させていただきます。A、B、C、Dとございますが、Dに該当してございまして、その他の意見、今後の市政の参考とするもの等ということで、こちら1件ございます。その下に整理番号、意見の概要、意見に対する農業委員会の考え方というふうになっておりますが、意見の概要といたしましては、農業委員会

が実施している「所有農地および耕作地に関する申告書」の調査について、国勢調査のように4年くらいの間隔で実施してはどうかと、この間に所有者が異動した場合は、異動された者の届け出を義務化してはどうかという意見の概要でございます。これに対しまして、農業委員会の考え方といたしましては、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況についての調査を行わなければならないと法律に定められております。そして、農地の所有者等の農業上の利用の増進を図るため、必要な指導をするものとされておきまして、営農状況や経営の意向等について確認する上で必要不可欠な調査であることから、今後も実施していく考えでございます。

それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

本件は、3月の第14回総会におきまして点検・評価の案ということでご説明をして、承認をさせていただいておるところでございます。「広報そでがうら」及びホームページに掲載をいたしまして、農業者から意見を求め、その結果がただいま説明をさせていただいた内容でございます。

それでは、第5号についてでございますが、3月の総会時では案であったものを、案を取った形で農業委員会の点検・評価ということで、再度承認を求めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

葛田委員。

○5番（葛田秀治君） 5番、葛田です。先ほど事務局からも、3月にたしか説明があったと思うのですけれども、その中で同じく気になったのですけれども、4番の、3ページになるのですか、農業生産法人からの報告の対応というところ、ここの数字、報告書を提出しなかった農業生産法人3法人、これ変わっていないのです。ということは、提出がなかったということですか、今までに。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。今、報告の指導をさせていただいておきまして、全件一応上がってきたのですが、記載のほうに不備がございましたので、1件訂正の指導をしているところでございます。

以上でございます。

○5番（葛田秀治君） わかりました。

○議長（勝畑孟志君） そのほかにもございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第6号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認の件を議題といたします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

議案第6号につきましても、議案第5号と同じく3月の総会におきまして案について承認をいただきまして、農業者の意見を求めたところでございます。意見の内容につきましては、第5号議案でご説明いたしましたとおりでございますので、その他の意見に該当しますので、活動計画案が農業者の方々に承認されたと判断されますので、このままの形で活動計画として上程させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

ちょっといいですか、事務局、平成23年度の目標及び活動計画案の遊休農地の解消面積がありますね。これ23年度5ヘクタールと書いてありますけれども、これが23年度の目標という形ですね。5ヘクタールが目標ということね。

○事務局（佐久間 章君） はい。

○議長（勝畑孟志君） 高橋委員。

○25番（高橋一夫君） 25番、高橋です。今、6号のところの5ヘクタールを遊休地の解消面積という形なのですが、どの程度までやったらいいのですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局長。

○事務局長（鹿島秀明君） この遊休農地の解消なのですが、やはり再生ということが大基本になっていきます。それで、今回この経済課さんのほうと調整をしまして、この計画をつくっていますけれども、遊休農地というふうになっていますけれども、耕作放棄地、これを含んでおります。意味を含んでおります。袖ヶ浦として遊休農地100ヘクタールの5%、今袖ヶ浦のほうは105ヘクタール、農振区域内で105ヘクタールありますと、そういうことから、そのうちの5%、これを目標にしましょうということで、あくまでも計画ですので、これ以上進んでくれば、また実績のほうで報告を、評価のほうで数字をいじくるような形になっています。高橋委員の言われる点は、再生を目標としましょうということで。

○議長（勝畑孟志君） 高橋委員。

○25番（高橋一夫君） いや、これ私言っているのは違うのです。目標は10ヘクタールでもいいのですが、作付をするのか、草刈りだけでいいのか、どの辺までの作業をしたらいいのか、そういう意味です。

○議長（勝畑孟志君） 事務局長。

○事務局長（鹿島秀明君） あくまでも再生です。農地として復元しましょうと、そういうことです。活用すると。

○25番（高橋一夫君） 何かを植えなくてはだめということ。

○事務局長（鹿島秀明君） 植えるという、そうですね、耕作をするという意味です。

○25番（高橋一夫君） 大変だ、そうなる。復元はいいけれども、大変だ。

○議長（勝畑孟志君） 今、高橋委員から質問等ございましたけれども、これは皆さんにお願いしている耕作放棄地の解消とも関係するものでありますけれども、耕作放棄地と言われている耕作していないという土地につきましてもいろいろあろうかと思えますけれども、私は基本的には、最終的には事務局でまた現場見て判断する形になろうかと思えますけれども、私は耕作放棄地の解消過程としては、まず耕作できるように管理するということが大きな一つの前段階だと思えます。

草が繁茂して、どうしようもないというところは、草刈り等をして保全管理、耕作できるような状態にするということが第一段階ではないかと思うのです。私はその段階で保全管理というか、そういった形で第一段階の耕作放棄地は解消されているのではないかと、そのように思えますけれども、最終的には担い手が耕作するということが最終的な目標になろうかと思えますけれども、保全管理されても全然耕作されていないという部分もあろうかと思えますけれども、第一段階の保全管理というか耕作できるような状態でも、私は耕作放棄地の解消として判断できるのではないかと、要するに保全管理という形でしてもいいのではないかというふうに思えますけれども、ですから解消の目的として皆さんにお願いしていますけれども、まず現状を見た上で草刈り等をお願いして保全管理できれば、これは第一段階の耕作放棄地の解消という形で判断してもいいのではないかと、こう思えますけれども、どうでしょう。

そんなような判断でやっていければと、していきたいと思えますけれども、ですから皆さん大変かと思えますけれども、まずできるものから、全部やるといっても100ヘクタールもあるわけですから、なかなか厳しいと思えますけれども、できるものを草刈り等できるもの、そういったものをまず選定してやっていただくということが第一段階でよろしいのではないかと、こう思えますけれども、そういう判断で一応考えたいと思えます。

鶴岡委員。

○14番（鶴岡公一君） 14番の鶴岡ですけれども、そうすると今の説明の中ですと、今国の事業の中で戸別所得補償のうちの土地利用の分がありますね、その分と、この遊休農地の解消は、これはある程度リンクしているものと考えていいのですか、それとも全く別なのですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局長（鹿島秀明君） リンクさせています。経済課さんのほうでも、この105ヘクタールのやつ
の計画等をつくってございまして、そういう中で多少大きい数字にはなっていますが、目標と
してはこれくらいやっていかないと計画的に進んでいかないとということで、今経済課さんとの調整の
中で5%ぐらいを目安にということで目標数値にしています。

○14番（鶴岡公一君） はい、わかりました。

○議長（勝畑孟志君） 小川委員。

○7番（小川良夫君） 7番の小川ですけれども、遊休農地のどういう農地だということは委員会のほ
うは把握しているのですか。例えば湿田で機械が全然入らないとか、逆に用水がままならなくて作付
ができないとか、いずれにしても条件がいいところは遊んでいないと思うのですが、条件が悪いから
遊ばせてあるというか、だれも耕作しようとしなくて、そういうことではないかと私は思うのですけれ
ども、その辺はどう把握されているのか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局長。

○事務局長（鹿島秀明君） 実は先月ですか、皆さんのほうに耕作放棄地の調査をしてもらった図面が
ございますね、あの中に赤色、これが遊休農地です。それと、今耕作放棄地で緑と黄色という位置づ
けをした土地があったと思いますが、それはちょっと手を加えることによって農地に復元できるとい
うのが緑、そういう判別をしていますので、遊休農地、赤く塗ったというのは、もう原野化してしま
っていると、それ以外のものの判定基準というのは、先般配りましたあの中に赤、黄色の色分け入っ
ていますので、一応そういう目安で経済課さんのほうは調査した数字になっていますので、うちのほ
うはそれに準じています。

○議長（勝畑孟志君） 高橋委員

○25番（高橋一夫君） とりあえず草刈りまでやるという話したときに、仮定したときに経費の問題が
ちょっと出てくるのだ。我々3万円しかもらっていないで、その経費まで皆さんで出してくれという
金は、今でその辺の経費は、では経済課が個人負担するのですか。この経費の面はどうしますか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局長。

○事務局長（鹿島秀明君） 今、確かに高橋委員の言うように、費用かかるのではないかと、そういう
中で今国のほうとか経済課さんのほうがやっているのが水と緑の保全の、まず一つ事業とか、それと
もう一つは、だからそれ以上のことをどうするかというのは、確かに市のほうも今課題になっていま
す。それから、費用については今補助金で再生利用という形で皆さんいただいていると思うのですけ
れども、こういう言い方は失礼なのですけれども、今保全の中で水と緑の保全というのがありますね。

○25番（高橋一夫君） 保全か。

○事務局長（鹿島秀明君） ええ。そういう中で、経済課さんのほうと、とりあえずそれを中心にやっ
ていこうということで今進めているところです。

○議長（勝畑孟志君） 高橋委員。

○25番（高橋一夫君） ちょっと理解ができませんので、もう少し説明してもらいたいのですけれども。

○議長（勝畑孟志君） はい。

○事務局長（鹿島秀明君） 費用的には、今水と緑の保全会というのがございますね。

〔「環境保全の」と言う人あり〕

○事務局長（鹿島秀明君） 環境保全、11団体ですか、そういう中での予算しか今ないので。だから、
今後はそういうものの……

〔「環境保全は農林土木だ」と言う人あり〕

○事務局長（鹿島秀明君） ええ。だから、一応全部市の中は今のところ保全管理事業でやろうという
形で、今そういうので順に動いているのです。実際谷津田とか、そちらのほうはまた段階深めて基盤
整備をやる地区なのか、そういう判断が伴いますので、最終的に今やっているのは保全のことで、今
経済課さんの農林土木と調整をとっているところです。

○議長（勝畑孟志君） 高橋委員の言われているように、実際これを草刈りするには燃料もかかります
し、お茶代を含めて、そういったものも当然経費はかかると思います。基本は農地の所有者がやるべ
きものなのです、農地の管理というのは。それを農業委員のほうでそういったものを調査して、まず
第一段階としては農地の所有者にご相談すると、管理をしてもらいたいという形で、その上で費用負
担していただければ、少なくとも金額も大変な金額だとこれ大変でしょうけれども、雑草対策協議会
というのがきょうあったのですけれども、あちらのほうだと通常平米25円の負担で草刈り等を委託し
てやっているのです。だから、1反歩2万5,000円になるのです。だけれども、それだけのものを農
地の場合負担するかどうか、それは相談ですけれども、基本としては雑草対策の協議会の中では、こ
れ宅地が主なのですけれども、農地とはちょっとまた違うと思いますけれども、一つの基準として1
反2万5,000円、平米25円ですから1反2万5,000円になろうかと思えますけれども。

〔「刈るのは1回ですか」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） はい、そうです、1回。ただ、雑草対策では年2回を目標にしているのです。
だから、2回だから1反ある人は5万円になってしまうわけです。だけれども、これは農地というよ
りも宅地が主なのですけれども、そういったものを刈ってくださいと、刈れなければ金もらえば刈り
ますという、そういう案内を出して、業者というか刈り取り業者をお願いして刈ってもらっている
ということなのですけれども、農地の場合につきましては、またそういったものを一つの基準として、
とりあえず所有者の方に刈り取り依頼をお願いする中で、費用負担のほうも何がしか負担していただ
きながら、やっていくということも必要ではないかと、そう思えますけれども、基本的には所有者が
本来やるべきことを、農業委員会のほうで解消活動としてやるということでもありますので、多分にボ
ランティア的な部分も出てこようかとは思いますが、基本はそういう形でまず対応していただ
くことが必要かと、そう思えますけれども。

藤井委員。

○18番（藤井幸光君） この問題はかなり大きいと思いますので、各地区5地区あって、やっぱりその地区、地区事情があると思いますので、ちょっと地区ごとにまず一回検討会みたいなのを開いて5地区なりをまとめて、ちゃんとした手引書みたいなもの、マニュアルみたいなものを、それは農業委員会として作り上げたらどうでしょうか。ぼつぼつ言っているのではなくて、基本的に105ヘクタール遊休農地があって、これをどのくらいの何年ぐらいで解消しなければいけないとか、その費用についてはこうだと、そういう細かいところまでやってほしいですね。

○議長（勝畑孟志君） その辺の解消活動のスケジュールというか工程表というか、そういったものは当然進めながらやらなくてはいけないと思いますけれども、全体的な105ヘクタールを解消する中で工程表というか計画表も当然つくらなくてはいけないと思いますし、とりあえず差し当たって各地区でまず現状を見ていただいて、一気にこのものを全部やるといっても、これなかなか大変なことで、とりあえずできるものから、またご理解いただける方から順次やっていただくことが必要なのかと思います。そういった面で、105ヘクタールの5%の5ヘクタールを目標にしているという形ではないかと思えますけれども。

前橋委員。

○23番（前橋 勇君） この遊休農地の関係について、たまたまうちのほうで鈴木委員とですね、遊休農地が4反近くありまして、近所の人たち迷惑というような声を耳にしましたので、足を運んで一応刈ってくださいという形で先般頼みましたが、幸いに刈ってくれまして、その現状は別に湿田ではないのですけれども、かなり荒れていまして、カヤがもう人間の背丈以上伸びてしまって、でも一応近所に迷惑かけているということで、そうしたら何とかおばあさんに話をしたらせがれに話して、それでいつの間にか刈ってあったので、刈ってあると思ってびっくりしたのですけれども、刈ってくれて、そのせがれさんはたまたま地区で、草刈りで商売と申しますか、やってる人がいるのですけれども、その人を頼んだと、その人がただ1反幾らぐらいだか1回頼んだということで、何か自分でそういう形で刈ったりするのですが、たまたま日にちが結構かかったらしいのです。当時話したより。そうしたところが、本人は刈ったほうは例えば3日かかったから3万もraitたいと、ところがおばあさんのほうは1日でやれと申して1万円だと、そこにいてお金の関係でトラブルになってしまったのです。

それで、ところが田んぼはきれいに刈ってありますので、ただその辺で実際トラブルが出てしまって、そして、お巡りさんに話したらしいのです、地元の。それで、お巡りさんが行って、払ってやってくれないかと、できるだけ話し合いにということで、これはもう一回もらいに行かなければと、そういう話も出ていて、若干我々の議論もあるのだけれども、だから話して実際行動でそれで刈ってもらった事例、うちのほうでいえばこれは何とかできますけれども、これは管内で見ますと、いろんな条件の悪いところもあるし、ただ今まで刈る人もいるのだけれども、私も頼んだのだけれども、長靴

はいて、水のたまっているようなところはだめなのだ、刈ってくれないの、はっきり言って。だから、ぐでんぐでんのところ刈ってくれない、頼んだって。お金払うといっても、そんなところは1反幾らでも、やっぱり実際切れなくなっているから。

やっぱりそれなりの条件あるところもあるし、だからなかなかそういう人で商売やっても、そういうふうにはいいところは刈るけれども、そういう悪いところは余り刈りたがらないと、それ以上にお金出せば、ちょっとわかりませんが、だからまず自分の管内で周知をするのも、ひとつやはりカウントに盛り込んだらいいのではないかという気がするのですけれども、まずそこへ行って大体1反あるか2反か3反かと、すべてをカウントに遊休農地対策の第一段階ということでワンステップとして、それもカウントに入れて、それで実際刈ってくれば、さらにいいのですけれども、そういう人は2回も3回も足運ばねば本当に刈らないと思うのです。ですから、その辺は幸いに一、二回で刈ってくれたところがありまして、足運んで農業委員のバッチとそろいの帽子で行って、言うこと聞いてくれた方もおりましたけれども、まず管内でこれを周知して、あそこは5反あるとか、一応1回足運んだらいいかと思しますので、そういうふうにしておいおい話すような方法もステップとしていいのではないかという気がします。

○議長（勝畑孟志君） そういう行動についても、要するに農業委員会の活動の耕作放棄地の解消活動の中にあるわけです、その一つとして。だから、たまたま……

○23番（前橋 勇君） その5ヘクタールが、だからそういうステップも含んだ5ヘクタールにしてもらうとかなり、若干時間かかりますけれども、ステップに5ヘクタールの再生は不可能です。

○議長（勝畑孟志君） 私も先ほどお一人3反歩、30アールと言いましたけれども、一つのこれ目標として1反でも2反でも、とりあえずやれるところ、管内を見て、ここはできるのではないかというところを皆さんで選定していただいて、まず所有者にお話して、やれるところからやってもらいたいということで進めたいと思うのですけれども、それで先ほど前橋さん言われた刈り取り業者がいるということですね。普通1反1万円ぐらいというものもあるのです。機械で刈り取りする方だと思いますけれども。

〔「というか別の肩書、余り」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） それはあれですね。

はい、高橋一夫委員。

○25番（高橋一夫君） うちのほうの保全会が持っているのですが、ハンマーナイフの小さな役場が買ったような、これが1台あるのです。それで、一応無償で貸すと、農道、農面には無償だと、それは使って返すというようなことで、とりあえずあるのですが、そういったヨシヤマとか今前橋さんが言ったように、背丈ぐらいになってしまった草は、それではとても刈れない。70馬力ぐらいのトラクターのハンマーナイフならばりばりだと。そういうものだと、それが何反かありましたので、1日頼んで1万5,000円ぐらいだ、機械と全部一緒で。ただ、これは自分のペースでこれやったのですが、U

字溝の中へトラクターがぼんと落ちてしまったり、えらい危険が伴う、おっかないです。ただ、そこはいいとは言うけれども、いろいろ使用すれば大変だと思うので、その辺がやっぱりそこをやるときに機械を使うようになると思うので、頭の中に入れながら、危険もはらむというような話も頭の中に入れておかないと、修繕費をくださいということもやむを得ないと思うから、目が見えないのだ、要は背丈ぐらいになってしまうと。だから、その辺も考慮しながら、当初藤井さんが言ったような方向づけを少しずつでもしていったらどうかと思います。

○議長（勝畑孟志君）　そうですね。とりあえず地区単位でまずパトロールしていただいて、大体わかっていると思いますけれども、その中で1反でも2反でも、まずやってみようという先を選定していただいて、皆さんでまずやっていただきたいと、機械についてはJAというか、市のほうで買ってJAに3台ありますから、それを借りてやるということもできると思います。ですから、そういったものを活用しながら。

はい。

○3番（平戸正己君）　3番、平戸ですけれども、草刈りというのは1回やっていいものではありませんから、必ず今刈ったって、また秋に刈るようになる。そういう形のを農地もそれやっていますけれども、農地見てもそのものを刈り取り、許可ないと怒られるのです。許可してからやらないと、そういうもの考えておかないと、それこそ高橋さん言ったように、振興課と農業委員会で何か手紙を出して、まず刈ってくれというのが先ではないですか。人の土地を刈ったら怒られますから、そういうふうに個人のは個人で管理するということで、通知で言ってから、それから刈ると、それには高橋さん言ったように、予算もなければ刈れません。春刈ったから、もう秋になったらまた伸びて、また刈ってやる、3回、4回刈るときれいになっていますけれども。

○議長（勝畑孟志君）　そういう管理。

○3番（平戸正己君）　管理をしてもらいたい。

○議長（勝畑孟志君）　だから、とりあえず平戸さん言われるように、順序というものは当然文書で、あなたの土地刈ってくださいというような、そういう指導も当然必要かと思えますし、また直接行かれてどうですかという話も必要かと思えますので、その辺を各地区単位でまず現地見ていただいて、対象地を選定していただいて、全体的には文書を出すにしても、対象地を選定していただいて、まずやってみるということも必要かと思えますので、その辺はひとつご協力いただきたいと思えます。

○3番（平戸正己君）　事務局も、農地保全会のほうへ頼めば、また農業委員とは違いますから、片一方は保全会のほうは金持っているかもしれないけれども、農業委員は金がないということで、それだけの面倒見てやらなければ、1反刈るのも大変なのです、これ。うちのほうも大変だと思いますから、草も多くなりますから、そういうことで……

○議長（勝畑孟志君）　その辺、地区ごとに対策がありますので、ご検討いただきたいと、そのように思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

大分時間過ぎましたけれども、そのほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） では、質疑はないようですので、第6号議案につきまして質疑を打ち切り、採決いたしたいと思えます。

議案第6号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、報告いたします。

農地法第5条第1項第6号の規定によって転用届のあったものについて、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、処理期間は平成23年4月1日から4月30日まででございます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第4、その他に入ります。

何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 特にならなければ、本日の日程はこれですべて終了いたしました。

◎閉 会

○議長（勝畑孟志君） これをもちまして第16回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 5時20分 閉会